

山形県に移住された方へ テレワークに必要な 経費を補助します！

最大
10万円
補助

～令和5年度やまがたテレワーク移住準備事業費補助金～

テレワークに必要な資機材の整備等に要した経費を補助する事業です。

対象経費

✓情報通信機の購入費



✓通信契約に係る手数料

✓Web会議用チェア



✓オンライン会議用周辺

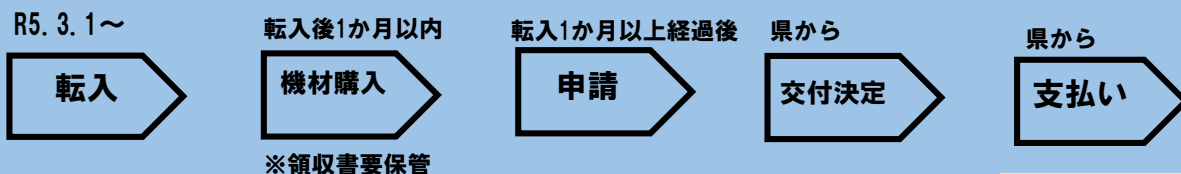


※転入日の前後1か月以内に要した経費が対象です。

対象者

- 1 転入日の前日まで1年以上継続して県外に居住し、かつ、次のいずれかに該当する方
ア 県外企業等に在職し、転入後もテレワークにより就労を継続している方
イ 県外企業等の法人経営者で、テレワークにより当該法人の経営を継続している方
ウ 県外で事業活動を行う個人事業主で、テレワークにより事業を継続している方
 - 2 令和5年3月1日から令和6年2月29日までの期間に転入していること
 - 3 本補助金の交付申請時において、転入後1か月以上経過していること
 - 4 本補助金の交付申請の日から1年以上継続して県内に居住する意思があること
- ※1～4全てを満たすこと

受給までの流れ (標準)



留意事項

- ・申請に必要な書類、諸条件がございます。
ホームページよりご確認ください。ホームページはこちら
- ・令和6年3月15日までに申請ください。
- ・予算が上限に達した場合、終了します。



山形 テレワーク移住



【お問い合わせ先】

山形県 みらい企画創造部 移住定住・地域活力創生課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 TEL 023-630-2234 FAX 023-630-2130